

Press Release



TOKAI TOKYO FINANCIAL HOLDINGS, INC.

2022年5月23日

各 位

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 合田 一朗
東京都中央区日本橋二丁目5番1号
証券コード 8616 東証プライム・名証プレミア

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月23日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の第110期定時株主総会に、定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するもの。

- (1) 変更案第20条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるもの。
- (2) 変更案第20条第2項は、書面交付請求をした株主に対する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるもの。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第20条)は不要となるため、これを削除するもの。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるもの。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおり。

3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月28日(火)
定款変更の効力発生日 2022年6月28日(火)

以 上

本件に関するお問い合わせは、広報・IR部 03-3517-8618 までお願いいたします。

【別紙】

(下線_____は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第19条 (省 略)</p> <p><u>第20条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第1条～第19条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>第20条 (電子提供措置等)</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第21条～第42条 (省 略)</p>	<p>第21条～第42条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>
<p>第1条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第1条 (現行通り)</p> <p><u>第2条 (電子提供制度に関する経過措置)</u></p> <p><u>現行定款第20条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第20条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第20条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>